

発議案第 6 号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

標記の発議案を会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 3 月 4 日

七飯町議会副議長 青 山 金 助 様

提 出 者

七飯町議会議員 上 野 武 彦

賛 成 者

七飯町議会議員 中 島 勝 也

” 畑 中 静 一

” 長谷川 生 人

” 川 上 弘 一

” 池 田 誠 悦

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ロシアのプーチン大統領はウクライナの東部親ロシア勢力の支配地域の独立を一方的に承認し、同地へ軍を派兵するとともに、その後、中世以来の歴史的な関係を上げ、ロシアとウクライナの一体性を主張し軍隊をウクライナに侵攻させました。

ロシアのウクライナ侵略に国際的な抗議、制裁が強まる中でプーチン大統領は核戦力を念頭に「抑止力を特別体制に移行させるよう」命令しました。核兵器の先制使用も辞さないと述べたことに続く危険極まりない行為です。

核兵器の使用がもたらすのは、広島、長崎への原爆投下が示しているように大量無差別の殺人、破壊です。核戦争に勝者はいません。ロシアは人類全体に破壊的結果をもたらしかねない核戦争の脅しを止め、直ちにウクライナから軍を撤退させるべきです。

ロシアによるウクライナ侵略については、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反です、力による一方的な現状変更は断じて認められません。

七飯町議会はロシアによる侵略を最も強い言葉で非難するとともに、ロシアに対し即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収することを強く求めます。

七 飯 町 議 会